

配置予定の技術者に関する調書

【太田市様式：工事請負用】

案件番号	
------	--

現場代理人	氏名		生年月日	年	月	日			
	雇用年月日		年	月	日				
	資格	名称							
		免状又は認定番号		取得年月日	年	月	日		
	現在担当する他の工事	①	案件番号	履行名称					
			請負代金額	円（税込み）					
			工期	年	月	日から	年	月	日
		②	案件番号	履行名称					
			請負代金額	円（税込み）					
			工期	年	月	日から	年	月	日
	工事経験（類似工事）	工事名							
		発注機関名							
		請負代金額		円（税込み）					
		工期		年	月	日から	年	月	日
		役割							
工事内容									

主任・監理技術者	氏名		生年月日	年	月	日			
	雇用年月日		年	月	日				
	資格	名称							
		免状又は認定番号		取得年月日	年	月	日		
		監理技術者 (注1)	資格者証有効期間	年	月	日から	年	月	日
			講習有効期間	年	月	日から	年	12月	31日
	現在担当する他の工事	①	案件番号	履行名称					
			請負代金額	円（税込み）					
			工期	年	月	日から	年	月	日
		②	案件番号	履行名称					
			請負代金額	円（税込み）					
			工期	年	月	日から	年	月	日
	工事経験（類似工事）	工事名							
		発注機関名							
		請負代金額		円（税込み）					
工期		年	月	日から	年	月	日		
役割									
工事内容									

(注1)「監理技術者」は、監理技術者・監理技術者補佐（監理技術者の資格を有する）が配置される場合に記入すること。工期中に更新した場合は、更新後の監理技術者資格者証（表・裏）の写しを提出してください。

※ 裏面の作成上の注意事項を必ずお読みください。

【作成上の注意事項】

- 1 この調書は、案件ごとに作成し、主任・監理技術者は、建設業法第7条及び第15条において定める技術者を記入すること。
- 2 現場代理人は、その資格等についての規定はありませんが、工事現場に常駐し、その運営及び取締りを行うことができる者を配置すること。ただし、あらかじめ兼務が認められた案件については、「現場代理人の常駐義務の緩和措置の試行について」（太田市ホームページに掲載）を遵守した配置であること。
なお、現場代理人については、同一工事の主任技術者又は監理技術者との兼務は可能です。

- 3 経營業務の管理責任者・営業所技術者（特定営業所技術者）を配置しようとする場合は、あらかじめ契約検査課に確認を行うこと。

4 「資格名称」欄

- ① 監理技術者を配置する場合は「監理技術者」と記入し、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを添付すること。
ただし、監理技術者講習修了履歴が記載された「監理技術者資格者証」を取得している場合は、その写しを添付すること。
工期中に更新した場合は、更新後の監理技術者資格者証（表・裏）の写しを提出してください。

※下請負契約の総額が5,000万円以上（建築一式工事の場合は8,000万円以上）となる場合

※専任特例2号を活用する場合には、専任で配置される監理技術者補佐の調書も提出が必要です。

- ② 主任技術者については、国家資格等の資格名「例：〇〇建築士、〇〇土木施工管理技士」を記入し、資格を証する免状、登録証等の写しを添付すること。
- ③ 建設業法第7条第2号イ、ロに該当するものについては「実務経験者」（建設業法第7条第2号イ）「実務経験者」（建設業法第7条第2号ロ）と、同法第15条第2号ハに該当するものについては「大臣認定者」（建設業法第15条第2号ハ）と記入し、各々「実務経験証明書」又は「大臣認定証の写し」を添付すること。

5 「現在担当する他の工事」欄

- ① 請負代金額が130万円超の公共工事をすべて記入すること。
また、現在担当する工事が無い場合は、「なし」と記入すること。
- ② 太田市発注案件については「案件番号」を記入し、太田市以外の発注案件については無記入とする。
- ③ 現場代理人については、あらかじめ兼務が認められた案件について記入すること。
- ④ 当該技術者が既に他の工事に配置されており、その完成を待って本工事に配置する場合は、その配置済工事について記入し、「完成届提出済」と併せて記入すること。

- 6 「工事経験（類似工事）」欄には、公告において配置予定技術者の工事实績が入札参加資格とされている場合は必ず記入すること。なお、公共工事の経験がない場合は、民間工事も可とします。

- 7 「請負代金額」「工期」欄は、請負契約締結後に変更等が生じた場合は、変更後の内容を記入すること。

- 8 技術者欄が不足する場合は、本調書を別葉で人数分作成すること。